**別記第二号様式**（附則第十八条関係）

（番号）

教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成十九年法律第九十八号）附則第二条第三項第三号の確認証明書

本籍地
氏名
（旧姓）
（通称名）
年　月　日生

右の者は、左記の免許状を有し、免許状更新講習の課程を修了してから教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令（平成二十年文部科学省令第九号）附則第六条第一項に規定する期間内にあることを、教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成十九年法律第九十八号）附則第二条第三項第三号の定めるところにより確認する。

次の修了確認期限は同号の定めるところにより　年　月　日とする。

年　月　日

免許管理者

記

免許状の種類
授与年月日
授与権者
免許状の番号
免許状に記載する氏名
免許状に記載する本籍地

備考　別記第一号様式備考の規定は、この様式の場合について準用する。

**別記第三号様式**（附則第十八条関係）

（番号）

修了確認期限延期証明書

本籍地
氏名
（旧姓）
（通称名）
年　月　日生

右の者は、左記の免許状を有し、その修了確認期限を教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成十九年法律第九十八号）附則第二条第四項の定めるところにより　年　月　日まで延期する。

年　月　日

免許管理者

記

免許状の種類
授与年月日
授与権者
免許状の番号
免許状に記載する氏名
免許状に記載する本籍地

備考　別記第一号様式備考の規定は、この様式の場合について準用する。

**別記第四号様式**（附則第十八条関係）

（番号）

免許状更新講習免除証明書

本籍地
氏名
（旧姓）
（通称名）
年　月　日生

右の者は、左記の免許状を有し、教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成十九年法律第九十八号）附則第二条第五項の定めるところにより免許状更新講習の受講を免除する。

次の修了確認期限は教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令（平成二十年文部科学省令第九号）附則第十条第二項の定めるところにより　年　月　日とする。

年　月　日

免許管理者

記

免許状の種類
授与年月日
授与権者
免許状の番号
免許状に記載する氏名
免許状に記載する本籍地

備考　別記第一号様式備考の規定は、この様式の場合について準用する。

**附　則**

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。ただし、第一条中教育職員免許法施行規則第二十二条の七及び第二十二条の八の改正規定は、令和四年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

3　この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。